



令和6年12月号

地域包括支援センターだより

今月のテーマは【消費者被害にあわないために】です。

高齢者を狙った詐欺・消費者トラブルが後を絶ちません。

「お金」「健康」「孤独」という高齢者が抱える3つの不安を悪徳業者は言葉巧みにあおり、親切にして信用させ、大切な財産を狙っています。

◆消費者被害の実態と対策（国民生活センターホームページより抜粋）

訪問購入

例 ① 不用品の買い取りのはずが、貴金属等を強引に買い取られた

承諾していない物品を売るよう要求したり、自宅を突然訪問し勧誘することは禁止されています。売却を迫られてもきっぱり断りましょう。



電話勧誘

例 ② 「以前購入してもらったことがある」と、電話で海産物の購入を勧誘された

不要ならきっぱり断り、一方的に商品が送られてきても受け取らず代金も支払わないようにしましょう。海産物の購入機会が増える年末にかけて増加する可能性がありますので、注意してください。



点検商法

例 ③ 屋根や電気等の点検を口実に訪問し、「無料で点検する」「このままだと危険だ」「今契約したら安くする」等言われ契約を急かされた

その場で契約させようとするのは要注意！すぐに判断、契約はせず、身近な人や複数の事業者へ相談をしましょう。



💡 自分は大丈夫と思いこまず、対策と予防について知り、地域で見守り、被害を防いでいきましょう！

【裏面あり】



これって詐欺？なんだかおかしい…
そんな時はまず相談しましょう！



【相談先】

松本警察署 ☎ 25-0110
松本市消費生活センター ☎ 36-8832
中信消費生活センター ☎ 40-3660

消費者ホットライン

いやや

☎ 188

◆地域での見守りも大切です ～見守りのヒント～

1. 気づき（様子の変化に気付く）
2. 声かけ（本人に事実を確認）
3. つなぐ（消費生活センター等の相談につなぐ）



消費者被害に遭っているような様子が見られたり、本人から相談されたりした時は、世間話をしながらさりげない声かけや、問い詰めずに寄り添った声かけができたらいいですね。

消費者庁ホームページ (<https://www.caa.go.jp/>)

【高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック】引用



<ヒートショックに気をつけましょう！>

ヒートショックは、急激な温度変化によって血圧が変動することで引き起こされ、失神による転倒や心筋梗塞、脳卒中の発症につながります。

特に注意が必要な入浴時のポイント

1. 脱衣所・浴室は事前に温める
2. 入浴は41度以下・10分以内
3. 入浴前後の水分補給は十分に
4. 手や足からかけ湯をして体を慣らす
5. 浴槽から立ち上がる時はゆっくりと

<認知症思いやり相談会のお知らせ>

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までをお願いします。（先着順）

【日時】令和7年 1月23日（木） 午後1時30分～午後4時30分

【場所】市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・問い合わせ先】高齢福祉課福祉担当 ☎ 34-3237

または、お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課福祉担当（電話34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで

